

12月12日(月)から申し込みを開始

令和5年度

放課後児童(学童)クラブ加入者

仕事などの理由で、保護者が日中不在の場合に
児童へ遊びと生活の場を提供します。

対象／下校後、保護者が仕事などにより家庭にいない児童
※小学1〜3年生までを優先して入所決定します。

申込期間／12月12日(月)〜令和5年1月13日(金)

申し込み方法／各児童クラブや市内の保育所、認定こども園、幼稚園、教育総務課で配布している加入申込書に必要事項を記

入し、提出してください。

提出先／●初めて利用する人…

教育総務課 ●現在利用している人…

入所している児童クラブ

※学校や保育所などでは受け付けできません。

申し込み・問い合わせ先
教育総務課指導班

☎ 85・8634

募集する児童クラブ

- 中央第1〜4児童クラブ…160人
- 琴田児童クラブ…40人
- 干潟第1・2児童クラブ…80人
- 富浦第1・2児童クラブ…70人
- 矢指児童クラブ…40人
- 共和児童クラブ…40人
- 豊畑児童クラブ…30人
- 鶴巻児童クラブ…30人
- 滝郷児童クラブ…20人
- 嚶鳴第1・2児童クラブ…80人
- 三川第1・2児童クラブ…80人
- 飯岡児童クラブ…30人
- 中和児童クラブ…20人
- 萬歳児童クラブ…20人
- 古城児童クラブ…30人

企業奨励制度のお知らせ

設備投資をした企業を応援します

企業が令和4年中に事業用の土地や建物、付属施設、機械および装置などの新設や拡充をした場合に、固定資産税の課税免除などの支援が受けられます。

干潟地域が過疎地域に指定されたことで、干潟地域のみ適用になる支援もあります。

市内全地域対象の支援

対象／従業員数5人以上で、製造業、道路貨物運送業、運輸に付帯するサービス業、倉庫業、情報通信業、卸売業、学術・開発研究機関、旅館・ホテル、植物工場を営む事業者

対象要件／年間の設備投資に要した費用が次のいずれかに該当する場合

- 新設：5,000万円以上
- 増設：3,000万円以上

支援内容／●固定資産税の課税免除(5年間) ●雇用奨励金：新規雇用者(旭市民かつ純増分のみ)1人につき30万円 ●緑化奨励金：1㎡につき2,000円 ※特定工場に該当する場合のみ。

※雇用奨励金と緑化奨励金は、固定資産税の課税免除が認められることが要件です。

干潟地域内のみ対象の支援

対象／製造業、情報サービス業など(情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、

市場調査)、農林水産物等販売業、旅館業を営む事業者
対象要件／年間の設備投資に要した費用が次の要件を満たすこと

業種	資本金	設備投資額
製造業・旅館業	5,000万円以下	500万円以上
	5,000万円超〜1億円以下	1,000万円以上
	1億円超	2,000万円以上
情報サービス業など・農林水産物等販売業	区分なし	500万円以上

支援内容／固定資産税の課税免除(3年間)

〈共通事項〉

申請期間／令和5年1月4日(水)〜31日(火)

申し込み方法／市ホームページからダウンロードできる申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送するか窓口にて提出してください。 ※干潟地域のみ対象となる支援措置と、市全域で対象となる支援措置が重複して適用される場合は、それぞれ申請してください。

申し込み・問い合わせ先

〒289-2595 旭市二の2132
商工観光課商工労政班(☎62-5874)